



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

省 令

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務一五)
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三六)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一七)
- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一七)
- (告 示)
- 夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件(総務八二)
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十二年度の財政の早期健全化等が完了した団体の報告の概要を公表する件(同八三)
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十二年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件(同八四)

三 六 七 六 五 二

- 大鰐町財政健全化計画の変更の概要を公表する件(同八五)
- 放送法第四十條第六項及び放送法施行規則第六十一條第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第四十條第六項及び同令第六十五條第三項の規定により指定再放送事業者がその指定の効力を失った件(同八六)
- 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件(同八七)
- 特定小電力無線局の無線設備の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件(同八八)
- 別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件(同八九)
- 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件を廃止する件(同九〇)
- 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同九一)
- 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件(同九二)

三 三 三 三 三 三

- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同九三)
- インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同九四)
- 無線設備規則第十四條の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件の一部を改正する件(同九五)
- 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件(同九六)
- 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件(同九七)
- 周波数割当計画の一部を変更する件(同九八)
- 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件(厚生労働一五六)
- 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件(同九五七)
- 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件(同九五八)
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同九五九)

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

- 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同一六〇)
- 厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(同一一六)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同一一七)
- 厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件(同一一八)
- 健康保険法第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件(同一一九)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数IIを定める件(同一二〇)
- 沖合及び網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(農林水産八〇一)
- 以西及び網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇二)
- 遠洋及び網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇三)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇四)

○遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇五)

○近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇六)

○北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇七)

○日本海へにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇八)

○いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件(同八〇九)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人統計センター、西日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式部材等製造者の認証関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○総務省令第十五号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(電波法施行規則の一部改正)

第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波法監視委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第八号を次のように改める。

八 五GHz帯無線アクセスシステム(四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信(陸上移動中継局の中継によるものを含む)又は携帯基地局と携帯局(上空での運用を除く)との間若しくは携帯局(上空での運用を除く)相互間で行う無線通信をいう)の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

第十五条の三第五号中(四)とし、(四)を(三)とし、(四)の次に次のように加える。

(四) 設備規則第四十九条の二十四第八項に規定する技術基準

第十六条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局

八 設備規則第四十九条の二十二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局

第十七条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

第十八条第一項第三号を削る。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波法監視委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第五号中「一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、」を削り、同条第十一号中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十四条の二中「及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局」を「非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)」に改める。

第二十四条第十九項中「一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるものの受信設備又は」を削り、同条に次の一項を加える。

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の十四第二号イただし書中「電源設備」を「空中線系、電源設備」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の十四第二号ハを削り、同号ニ中「送信時間制限装置」の下に「及びキャリアセンス」を加え、同二に次のただし書を加える。

ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

第四十九条の十四第二号ニを同号ハとし、同号ホ中「次のとおりであること」を「一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下であること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同ホを同号ニとし、同条第十一号ハ中「〇・〇一ワット」を「〇・〇二ワット」に改める。

第四十九条の二十一第一項中「陸上移動中継局及び陸上移動局（次項に規定するものを除く。）」を「陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）、携帯基地局及び携帯局（次項に規定するものを除く。）」に改め、同条第二項中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、「第五号」を削り、同項第二号中「次の条件に」を「次の条件のいずれかに」に改め、同項第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによって、自動的に選択されること。

第四十九条の二十四に次の一項を加える。

八 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、GMSK方式であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒一六、九〇〇ビット、毎秒六七、七〇八ビット

二 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二四デシベル以上であること。

三 空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号の表7の項を次のように改める。

7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局（注20、31、35）	
	(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
(2) その他の周波数のもの		1.00
ア 100W以下		50
イ 100Wを超えるもの		1.5
2 陸上局及び移動局（3から8までに掲げるものを除く。）（注20、31、34、35、37、38）		20
(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの		3
(2) その他の周波数のもの		4
3 簡易無線局（注35）		
4 特定小電力無線局（注36）		

5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
8 小電力データ通信システム無線局	50
9 無線測位局（注29）	20
(1) 地上DME及び地上タカンの送信設備	100kHz
(2) 機上DME及び機上タカンの送信設備	10kHz
(3) SSRの送信設備	200kHz
ア セーフSS機能を有するもの	1,000kHz
イ その他	3,000kHz
(4) ATCTランスポンダの送信設備	10kHz
ア セーフSS機能を有するもの	1,000kHz
イ その他	500
(5) 質問信号送信設備	1Hz
(6) 基準信号送信設備及びノントランスポンダ	500Hz
(7) その他の無線測位局	500
10 地上基幹放送局（注21、49）	
(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	20
(2) その他の地上基幹放送局	
11 アマチュア局	
12 地球局及び宇宙局（注32、33、40）	

別表第一号注32に次のように加える。

(6) インマルサットGSPS型の無線設備 0.1 (10⁻⁹)

別表第二号第5に次のように加える。

8 インマルサットGSPS型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒16,900ビットのもの 19kHz

(2) 変調信号の送信速度が毎秒67,708ビットのもの 63kHz

陸上移動中継局及び陸上移動局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局、簡易無線局、特定小電力無線局

(7) インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9kHz以上50MHz未満	任意の10kHz幅において (－) 64dBW
50MHz以上500MHz未満	任意の100kHz幅において (－) 64dBW
500MHz以上1,000MHz未満	任意の3MHz幅において (－) 64dBW

1,000MHz以上1,596.5MHz未満	任意の3MHz幅において(－)58dBW
1,596.5MHz以上1,606.5MHz未満	任意の1MHz幅において(－)58dBW
1,606.5MHz以上1,616.5MHz未満	任意の300kHz幅において(－)58dBW
1,616.5MHz以上1,621.5MHz未満	任意の100kHz幅において(－)58dBW
1,621.5MHz以上1,624.5MHz未満	任意の30kHz幅において(－)58dBW
1,624.5MHz以上1,626.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(－)58dBW
1,626.5MHz以上1,660.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(－)54dBW
1,660.5MHz以上1,662.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHzの場合は7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が1.5MHz以上の場合は任意の25kHz幅において(－)58dBW
1,662.5MHz以上1,665.5MHz未満	任意の30kHz幅において(－)58dBW
1,665.5MHz以上1,670.5MHz未満	任意の100kHz幅において(－)58dBW
1,670.5MHz以上1,680.5MHz未満	任意の300kHz幅において(－)58dBW
1,680.5MHz以上1,690.5MHz未満	任意の1MHz幅において(－)58dBW
1,690.5MHz以上12.75GHz未満	任意の3MHz幅において(－)58dBW

イ 高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が、(-) 38dBW以下である値とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第十九号の五及び第十九号の六中「基地局」の下に「及び携帯基地局」を加え、同項第十九号の九から第十九号の十一までの規定中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加える。

備設線無の号十三第三項一第一条第二

備設線無の号十三第三項 第一条第二第

別表第一号一(3)アの表中

地

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の十四に規定する無線局の無線設備（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備に限る。）については、この省令による改正後の設備規則第九条の四、第二十四条及び第四十九条の十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

3 この省令の施行の日前に受けた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等は、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

4 この省令の施行の日前になされた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

○厚生労働省令第三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準）

第七十五条の二 法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業所において訪問看護に従事する看護職員の員数が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する員数を満たすものであること。

二 当該事業所の管理者が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第三条に規定する管理者であること。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更した場合も、同様とする。

第十八条第三項を削る。

第二十二条の見出し中「漁ろう装置」を「漁ろう装置等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に、「みづから」を「自ら」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

第二十八条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、当該操業日誌の下に「又はその写し」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

第三十一条の二中「条約（」の下に「平成十七年条約第九号」を加える。

第三十一条の五中「別表第四第十一号の項」を「別表第五第十一号の項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十一条の六 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。